

2-3-5 新たに事業を開始した事業年度

Q 太陽光発電事業を開始した事業年度における納税義務と納税義務の免除の特例はどのようなになっているか教えてください。

A この解答は、その事業者が既に他の課税事業を行っているかどうか、基準期間があるか否かにより異なります。原則的には次のようになります。

(1) 既に他の課税事業を行っており、かつ、基準期間がある場合

太陽光発電事業を開始した事業年度の基準期間における課税売上高が 1,000 万円を超えるかどうかにより納税義務があるか否かを判定します。

(2) 既に他の課税事業を行っており、かつ、基準期間がない場合

原則として納税義務はありません。ただし、消費税課税事業者選択届出書を提出した場合や新設法人、特定新規設立法人における納税義務の免除の特例があります。

(3) その太陽光発電事業以外に課税事業を行っておらず、かつ、基準期間がある場合

原則として納税義務はありません。ただし、消費税課税事業者選択届出書を提出した場合や新設法人、特定新規設立法人における納税義務の免除の特例があります。

(4) その太陽光発電事業以外に課税事業を行っておらず、かつ、基準期間がない場合

原則として納税義務はありません。ただし、消費税課税事業者選択届出書を提出した場合や新設法人、特定新規設立法人における納税義務の免除の特例があります。

(M)

解説

以下で、3つの特例について解説します。

1. 課税事業者の選択

(1) 制度内容

免税事業者が消費税課税事業者選択届出書を提出したときは、原則として、その提出した課税期間の翌課税期間以降は課税事業者となります。ただし、その提出した日の属する課税期間が課税事業を開始した日の属する課税期間である場合には、特例として、その提出した日の属する課税期間から課税事業者となります。太陽光発電事業を開始した事業年度に設備を購入し、当該設備代金に係る消費税還付を受ける場合には、太陽光発電事業を開始した事業年度終了の日までに消費税課税事業者選択届出書を提出して課税事業者となる必要があります。

※「課税事業を開始した日の属する課税期間」には、賃貸アパートなどの不動産賃貸業を

経営している事業者が新たに太陽光発電事業を開始する場合も含まれます。

(参考文献)

日本税務研究センターHP 税務相談室 相談事例 Q&A 一覧 消費税 「住宅用アパートの賃貸者が新たに事業を開始する場合の課税事業者の選択」

(2) 課税事業者をやめる場合

消費税課税事業者選択届出書を提出して課税事業者となった場合において、その後、免税事業者に戻ろうとするときは、その戻ろうとする課税期間開始の日の前日までに消費税課税事業者選択不適用届出書を提出する必要があります。

ただし、消費税課税事業者選択届出書を提出した場合には、提出日の属する課税期間開始の日から 2 年を経過する日の属する課税期間開始の日までは消費税課税事業者選択不適用届出書を提出することはできない点に注意する必要があります。

(3) 調整対象固定資産を購入した場合

消費税課税事業者選択届出書を提出して課税事業者となった場合において、その提出した日の属する課税期間の初日から 2 年を経過する日の属する課税期間中に調整対象固定資産を購入した場合には、その購入した日の属する課税期間の初日から 3 年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間においては消費税課税事業者選択不適用届出書を提出することができません。

2. 新設法人における納税義務の免除の特例

(1) 制度内容

新設法人の基準期間がない事業年度における課税資産の譲渡等については納税義務が免除されません。ここで新設法人とは、基準期間がない法人のうち、その事業年度開始の日における資本金の額または出資の金額が 1,000 万円以上であるものをいいます。太陽光発電事業を運営する法人を設立した場合において、その資本金の額が 1,000 万円以上である場合には設立初年度から納税義務者となります。

(2) 調整対象固定資産を購入した場合

新設法人の基準期間がない事業年度において調整対象固定資産を購入した場合には、その購入した日の属する課税期間の初日から 3 年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間における課税資産の譲渡等については納税義務が免除されません。太陽光発電事業を運営する新設法人を設立した場合において、設立第 1 期または第 2 期に太陽光発電設備を購入した場合には、期首から起算して 3 年を経過する日の属する課税期間までは課税事業者が強制されます。

3. 特定新規設立法人における納税義務の免除の特例

(1) 制度内容

特定新規設立法人の基準期間がない事業年度に行った課税資産の譲渡等については納税

義務が免除されません。ここで、特定新規設立法人とは、新規設立法人のうち次の①②の要件をいずれも満たすものをいいます。

- ① その基準期間がない事業年度開始の日において特定要件に該当すること。
- ② 新規設立法人が特定要件に該当する旨の判定の基礎となった「他の者」およびその「他の者」と一定の特殊な関係にある法人（以下「特殊関係法人」という）のうちいずれかの者の課税売上高（新規設立法人のその事業年度の基準期間に相当する期間の課税売上高）が5億円を超えること。

※ 特定要件とは、その基準期間がない事業年度開始の日において、「他の者」により、新設法人の株式等の50%超を直接または間接に保有される場合をいいます。

太陽光発電事業を運営する法人を設立した場合において、上記①②の要件を満たす場合には設立初年度から納税義務者となります。

（2）調整対象固定資産を購入した場合

特定新規設立法人の基準期間がない事業年度において調整対象固定資産を購入した場合には、その購入した日の属する課税期間の初日から3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間における課税資産の譲渡等については納税義務が免除されません。太陽光発電事業を運営する特定新規設立法人を設立した場合において、設立第1期または第2期に太陽光発電設備を購入した場合には、期首から起算して3年を経過する日の属する課税期間までは課税事業者が強制されます。